



7月21日(日)は

投票時間 午前7時～午後8時

第23回 参議院議員通常選挙

任期満了による参議院議員通常選挙の投票が行われます。今回の選挙は参議院熊本県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の2つの選挙です。国政に私たちの意思を伝える大事な選挙です。大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

- 【投票日時】**
- 投票日 7月21日(日)
 - 投票時間 午前7時～午後8時
 - 投票所 市内23箇所。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

【投票できる人】

次の要件を満たし、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人です。

- ・7月21日現在で満20歳以上の人(平成5年7月22日までに生まれた人)
- ・平成25年4月3日までに転入届をし、引き続き荒尾市に住んでいる人

- 市内で転居する人 市内の転居で、6月24日までに転居届を済ませた人は「新住所地の投票所」で投票できますが、その後転居した場合は「前住所地の投票所」で投票してください。
- 市外へ転出した人 荒尾市の選挙人名簿に登録していた人で、3月21日以降に市外へ転出した人は、転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていなければ荒尾市で投票できません。
- ※4月4日以降に本市に転入した人は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、不在者投票ができます。投票用紙を取り寄せる請求書用紙は、荒尾市の選挙管理委員会事務局にあります。

【投票所入場券】

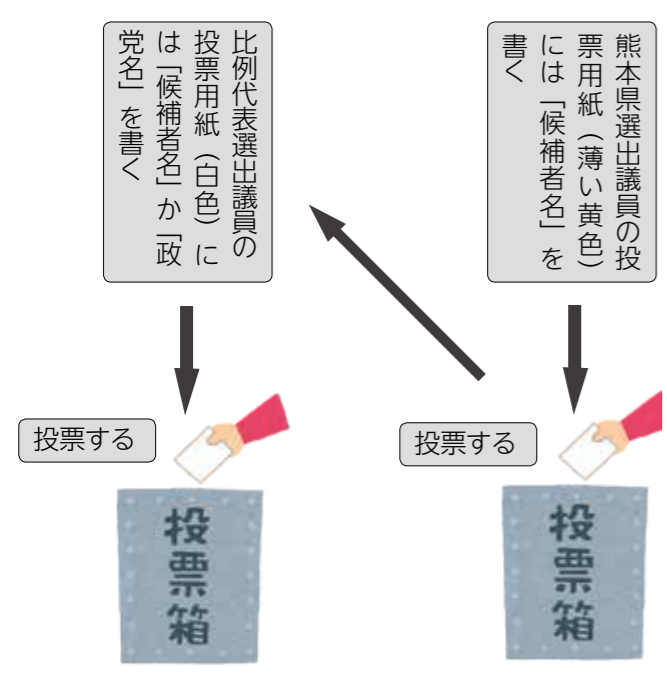
投票所入場券は、各有権者に郵送します。投票日には、入場券を持って投票所に来てください。入場券を忘れたり、紛失したり、届かなかったりする人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票ができます。

※入場券が届くまで多少時間がかかりますが、ご了承ください。

【投票の方法】

投票所では、最初に熊本県選出議員の投票用紙(薄い黄色)を交付します。この投票用紙には「候補者名」を書いてください。

次に比例代表選出議員の投票用紙(白色)を交付します。この投票用紙には「候補者名」か「政党名」を書いてください。



【期日前投票】

選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して期日前投票所に持参してください。

●期間 7月5日(金)～20日(土)

●場所と時間

市役所とあらおシティモールでは、時間が異なりますのでご注意ください。

- ・市役所1階11号会議室
- ・午前8時30分～午後8時
- ・あらおシティモール2階シティホール
- ・午前10時30分～午後7時

※目や体が不自由な人や字が書けない人は、期日前投票所、当日投票所で係員に申し出て「代理投票」(投票事務従事者が代わって記載します)ができます。

※投票する日に満20歳になっていない人は、期日前投票はできません。不在者投票を行ってください。

【不在者投票】 ※荒尾市役所のみ受付

①滞在先(市外)での不在者投票

不在者投票ができる期間や要件などは、期日前投票と同じです。投票用紙を取り寄せる場合は、入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、荒尾市選挙管理委員会に請求してください。滞在先の選挙管理委員会にも請求書があります。

※不在者投票された投票用紙が選挙当日までに着く必要がありますので、手続きは早めにお願います。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票ができます。早めに病院や施設におたずねください。

③郵便による不在者投票

投票用紙を請求できる期間 7月2日(火)～17日(水)

●この制度を利用できる人 選挙管理委員会に「郵便等投票証明書交付申請書」と郵便投票申請書の基準に該当する身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証と一緒に提出した後、郵便投票証明書の交付を受けた人です。

【選挙人名簿】

平成25年7月3日現在で新しく永久選挙人名簿に登録された人の名簿は、次のとおり縦覧できます。登録漏れや間違いがないか、お確かめください。

●日時 7月4日(木) 午前8時30分～午後5時

●場所 荒尾市選挙管理委員会事務局

【選挙公報】

参議院議員通常選挙の「選挙公報」を各家庭に配布します。候補者政党などを選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。

※7月12日(金)から配布予定。

【選挙速報】

市ホームページに選挙当日の投・開票状況などを掲載します。

選挙管理委員会 ☎63・1254



▲明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」